

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 福友会
特別養護老人ホーム うぐいすの里

I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケア

の実現に努めます。

Ⅱ 基本方針

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えるケアがない場合
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活を送って頂ける様に努めます。

Ⅲ 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では身体拘束適正化に向けて、身体拘束適正化委員会を設置します。

(2) 設置目的

- ① 施設内での身体拘束適正化に向けて、現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施した場合の解除に向けての検討
- ③ 身体拘束適正化に関する職員全体への指導
- ④ 身体拘束・高齢者虐待に関するマニュアルの見直し

(3) 身体拘束適正化委員会の構成員

施設長、生活相談員、医師、看護職員、介護職員、リハビリ職員、介護支援専門員、栄養士

(4) 委員会の開催

3 か月に 1 回以上。必要時は随時開催します。

IV 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。(2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。(3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 |
|--|

- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部門の代表者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件を全て満たしているかどうかについて確認します。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束適正化委員会に報告し、身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する同意書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に本人・家族と締結した内容と方向性及び利用者の状態等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由等を記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存、行政担当部局による指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

V 身体拘束適正化のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束適正化と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修を年2回実施します。
- ② 新任者に対する身体拘束適正化のための研修を実施します。
- ③ その他、必要な教育・研修を適宜実施します。

VI 利用者に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・従業員等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

VII その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本指針

身体拘束等をしないサービス提供をしていくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要があります。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか
- ・認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

令和2年3月 改正